

## 議案第15号

## 福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の容積率に関する特例の認定等の事務に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

## 福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1 17の2の項の次に次のように加える。

17の3 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	27,000円
--	--------------------	---------

別表第1 18の項中「第14項」を「第14項第1号若しくは第2号」に改め、同項の次に次のように加える。

18の2 法第52条第14項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	省エネルギー改修等を行う建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	33,000円
18の3 法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	33,000円

別表第1 21の項名称の欄中「建築物」を「第一種低層住居専用地域等における建築物」

議案第15号

に改め、同項の次に次のように加える。

21の2 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの特例許可申請手数料	33,000円
--	----------------------------------	---------

別表第1 22の項事務の欄中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に、「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同項名称の欄中「建築物の高さの」を「第一種低層住居専用地域等における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同表24の項の次に次のように加える。

24の2 法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	33,000円
--	--------------------------	---------

別表第7 1の項金額の欄(1)中「法第54条第1項各号」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第10において「省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた低炭素建築物新築等計画（以下この表において「誘導仕様基準計画」という。）については18,000円、法第54条第1項各号」に、「、5,000円」を「5,000円」に改め、同欄(2)ア(ア)中「事前審査済計画」を「誘導仕様基準計画については18,000円、事前審査済計画」に、「、5,000円」を「5,000円」に改め、同欄(2)ア(イ)中「事前審査済計画」を「誘導仕様基準計画については34,000円、事前審査済計画」に、「、9,000円」を「9,000円」に改め、同欄(2)ア(ウ)中「事前審査済計画」を「誘導仕様基準計画については49,000円、事前審査済計画」に、「、16,000円」を「16,000円」に改め、同欄(2)ア(エ)中「事前審査済計画」を「誘導仕様基準計画については71,000円、事前審査済計画」に、「、28,000円」を「28,000円」に改め、同欄(2)ア(オ)中「事前審査済計画」を「誘導仕様基準計画については107,000円、事前審査済計画」に、「、47,000円」を「47,000円」に改め、同欄(2)ア(カ)中「事前審査済計画」を「誘導仕様基準計画については163,000円、事前審査済計画」に、「、85,000円」を「85,000円」に改め、同欄(2)ア(キ)中「事前審査済計画」を「誘導仕様基準計画については234,000円、事前審査済計画」

に、「、136,000円」を「136,000円」に改め、同欄(2)ア(ク)中「事前審査済計画」を「誘導仕様基準計画については304,000円、事前審査済計画」に、「、174,000円」を「174,000円」に改め、同欄(2)ア(ケ)中「事前審査済計画」を「誘導仕様基準計画については344,000円、事前審査済計画」に、「、185,000円」を「185,000円」に改め、同欄(3)ア中「事前審査済計画」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた低炭素建築物新築等計画（以下この表において「モデル建物法計画」という。）については99,000円、事前審査済計画」に、「、9,000円」を「9,000円」に改め、同欄(3)イ中「事前審査済計画」を「モデル建物法計画については162,000円、事前審査済計画」に、「、28,000円」を「28,000円」に改め、同欄(3)ウ中「事前審査済計画」を「モデル建物法計画については259,000円、事前審査済計画」に、「、84,000円」を「84,000円」に改め、同欄(3)エ中「事前審査済計画」を「モデル建物法計画については337,000円、事前審査済計画」に、「、133,000円」を「133,000円」に改め、同欄(3)オ中「事前審査済計画」を「モデル建物法計画については408,000円、事前審査済計画」に、「、174,000円」を「174,000円」に改め、同欄(3)カ中「事前審査済計画」を「モデル建物法計画については480,000円、事前審査済計画」に、「、218,000円」を「218,000円」に改め、同表2の項金額の欄(1)中「事前審査済計画」を「誘導仕様基準計画については9,000円、事前審査済計画」に、「、2,500円」を「2,500円」に改める。

別表第10 1の項金額の欄(1)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）」を「省令」に改め、同表4の項金額の欄(1)ア中「法第35条第1項各号」を「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「誘導仕様基準計画」という。）については22,000円、法第35条第1項各号」に、「、6,000円」を「6,000円」に改め、同欄(1)イ中「事前審査済計画」を「誘導仕様基準計画については24,000円、事前審査済計画」に、「、6,000円」を「6,000円」に改め、同欄(2)ア中「事前審査済計画」を「誘導仕様基準計画については43,000円、事前審査済計画」に、「、12,000円」を「12,000円」に改め、同欄(2)イ中「事前審査済計画」を「誘導仕様基準計画については75,000円、事前審査済計画」に、「、26,000円」を「26,000円」に改め、同欄(2)ウ中「事前審査済計画」を「誘導仕様基準計画については136,000円、事前審査済計画」に、「、59,000円」を「59,000円」に改め、同欄(2)エ中「事前審査済計画」を「誘導仕様基準計画については205,000円、事前審査済計画」に、「、106,000円」を「106,000円」に改め、同表6

議案第15号

の項金額の欄(1)ア(ア)中「ロ(2)及び(3)」の次に「並びに第10条第2号イ(2)及びロ(2)」を加える。

附 則

この条例中別表第7及び別表第10の改正規定は公布の日から、別表第1の改正規定は令和5年4月1日から施行する。